



Title	沿海州ゼムストヴオ参事会臨時政府（一九二〇年）試論：シベリア出兵ともう一つの緩衝国
Author(s)	兔内, 勇津流
Citation	ロシア史研究, 110, 51-76
Issue Date	2023-06
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/92664
Type	article (author version)
File Information	Tonai_2023_110_51_76.pdf



[Instructions for use](#)

沿海州ゼムストヴォオ参事会臨時政府（一九二〇年） 試論

シベリア出兵ともう一つの緩衝国

兔内 勇津流

はじめに

ロシア革命・内戦期のシベリア・極東地方には、いくつもの地方政権が生じた。これらの諸政権の多くは、ごく短期間しか存続せず、あるいはごく限られた範囲の影響力しかなかったが、そのためか、一九一八年一月にオムスクに成立したコルチャーク政権、および、一九二〇年四月にヴェルフネウジンスクで成立宣言し、翌年になると、極東の広い範囲をカバーするところまで展開した極東共和国を除いて、シベリア・極東地域の地方政権についての研究はこれまで非常に手薄なままであった。

日本の派遣軍が本拠地としたウラジオストクに成立した諸政権の研究についても、これまであまり進展しておらず、シベリア出兵を研究する上で大きな弱点になっていると思われる。

一九二〇年一月にコルチャーク政権が倒れた後、日本軍が撤兵

してシベリア出兵が終了した一九二二年一〇月までの間に、ウラジオストクでは、次の四つまたは（極東共和国沿海州政庁を除く）と）三つの政府が交代した。

- ① 沿海州ゼムストヴォオ参事会臨時政府（アレクサンドル・メドヴェージェフ）（三月末から極東臨時政府と称した）
一九二〇年一月三二日～同年二月
- ② 極東共和国沿海州政庁（ヴァシーリー・アントーノフ）
一九二〇年二月～一九二二年五月
- ③ 沿アムール臨時政府（スピリドン・メルクーロフ）
一九二二年六月～一九二二年七月
- ④ 沿アムール地方政府（ミハイル・ディーチエリフス）
一九二二年八月～同年一〇月

① 沿海州ゼムストヴォオ参事会臨時政府は、一九二〇年一月三日にウラジオストクで発足した。一九二〇年一月四日にアレクサンドル・コルチャークが最高執政官を辞任してコルチャーク政権が崩壊すると、沿海州のニコリスク・ウスリースキーは同月二十六日に革命派の掌握するところとなった。同地を発したイヴァン・ブルガーコフ・ベリスキーの率いる革命軍は同月三十一日にウラジオストクに入り、コルチャーク政権の極東代表セルゲイ・ローザノフ（一八六九～一九三七）を放逐して、同政府を樹立した。

この政権は、シベリア出兵が継続する状況下で一種の緩衝国として組織された、共産党、エスエル、メンシエヴィキ等の諸勢力の連立政権だった。しかし、四月初めに日本軍との武力衝突が起ると、ヴェルフネウジンスクにあったアレクサンドル・クラスノシチョーコフの沿バイカル・ゼムストヴォオ政府は極東共和国の建国を宣言し、五月にはソヴィエト・ロシア政府から国家承認されて、極東の政治的統一の中心となっていくことになる。一〇月にグリゴリー・セミョーノフ（一八九〇～一九四六、アタマン・セミョーノフとして知られる）がチタを逐われ、極東共和国は、ザバイカル全体を掌握して首都をチタに移した。一月に同地で極東統一協議会が開催され、極東の政治的統一がチタ政府主導で進められる中で、同年一二月に、沿海州ゼムストヴォオ参事会臨時政府はチタ政府を中央政府として受け入れることになった。この結果成立したのが②極東共和国沿海州政庁である。

沿海州政庁は、ポリシエヴィキのアントーノフをトップに据え、

極東共和国から派遣された一部役職者を受け入れつつ、極東共和国の憲法が採択されるまでとして国民議会を維持し、実質的に自治を行った。一九二一年四月に極東共和国憲法が採択されて以後もこの状態は継続したが、同年五月二六日の右派政変によって沿海州政庁は倒れ、③スピリドン・メルクーロフを中心とする沿アムール臨時政府が成立するに至った。

しかし、この沿アムール臨時政府は、沿海州南部の狭い地域とカムチャツカ以外にほとんど勢力を及ぼすことができず、翌一九二二年六月にメルクーロフらは議会や軍と対立して失脚し、④ミハイル・デーリチエリフス政権が成立した。帝政復古的路線を取ったこの政権はさらに脆弱で、一九二二年一〇月、日本軍の撤退とともに極東共和国人民革命軍がウラジオストクに入るが、その直前に政権は瓦解していた。翌月、極東共和国ソヴィエト・ロシアに併合され、さらに同年一二月にソビエト連邦が発足したことは、周知の通りである。

以上四つの政府は、いずれも国際的に承認されることはなかった。そのため、外国政府機関とのやりとりがあっても、正式の外交交渉として位置づけられなかった。しかし、その一方で、ウラジオストクは、欧米諸国や日中の領事館が置かれた国際都市であった。そのうえ、アメリカ政府がロシアに派遣した鉄道支援団の事務所もあるなど、ウラジオストクの諸政権は、外国機関とさまざまな接点があり、関係記録が残されている。

しかし、欧米や日本においても、これらの地方政府が研究され

ることはほとんどなかった。干渉史を書いたジョン・ホワイトや、日ソの国交成立史を書いたジョージ・レンセン、極東ロシア史を書いたジョン・ステファンは、いずれもこの問題に深く立ち入ることはなかった。その中であって、クリフォード・スミスの内戦期ウラジオストク研究は先駆的なものであるが、ウラジオストクに注目した分、極東諸地域との関連を十分に押さえていないように思われる。⁽²⁾

原暉之は、『シベリア出兵——革命と干渉 1917—1922』(一九八九年)の叙述を、一九二〇年三月四月でほぼ終わらせているが、エピソードでその後の推移を要領よくまとめた。なお、原はこれに続いて、共産党の中央と地方の関係の中で極東ロシアの諸政権が極東共和国に統合されていく過程を扱った「内戦終結期ロシア極東における地域統合」⁽³⁾を書いたが、重点はヴェルフェウジンスク政権の側にあり、ウラジオストクの諸政権の分析を深めるには至らなかった。

ソヴィエト・ロシア(一九二二年末以降はソ連)では、当初から緩衝国政策に対する強い批判があり、緩衝国政策の正当性を主張する側は、これをレーニンと共産党が主導した正しい政策だったとして描くことを前提とせざるを得なかったと考えられる。ヴェルフェウジンスク(一九二〇年一月以降はチタ)政府を中心とする極東の政治的統一には、はじめから政治的正統性があり、正しい方針だったと書かなくてはならず、他の諸政権についてはほとんど研究ができなかったのである。しかし、一九二〇年から

一九二二年にかけての極東統一過程は、当時極東各地に存在した諸政権、とりわけウラジオストクに一九二〇年から一九二二年まで存在した諸政権を抜きにしては、十分に理解できないだろう。

イヴァン・サブリンが最近発表した極東共和国論『極東共和国の興亡 一九〇五—一九二二』⁽⁴⁾(二〇一九年)は、ヴェルフェウジンスクの極東共和国政権とウラジオストクのゼムストヴォ参事会政権を、一九二〇年に極東の政治的統合の主導権を争った二つの緩衝国として描いているが、おおむね説得力のある見解と考える。実は、こうした理解はまったく新しいものというわけではない。主にウラジオストクにおいて革命派軍人としてこの過程に参加したピョートル・パルフォノフ(アルタイスキー、一八九四—一九三七)の著作『極東を得るための闘い 一九二〇—一九二二年』⁽⁵⁾(一九二八年)は、一九二〇年の極東をすでにこのような観点で描くものだった。しかしその後パルフォノフが粛清されたこともあり、この書籍は禁書とはされなかったものの、要注意扱いとされ議論できなかつたものと思われる。⁽⁶⁾

本論文は、こうして一九二〇年一月以降ウラジオストクを拠点に存在した諸政権の最初の政権である沿海州ゼムストヴォ参事会臨時政府 Временное правительство Приморской области земской управы(以下極東臨時政府 Временное правительство Дальнего Востокаを称した時期も含め「沿ゼ政府」と略す)を取り上げ、その形成から消滅までのプロセス、および日本との関係の概観を試みる。

沿ゼ政府は、ポリシエヴィキを最大の基盤としつつ、エスエル、メンシエヴィキはもちろん、リベラル勢力まで含めた連立政府だった。このことは、ロシア内戦期の政権として最大の特徴だったと言える。ポリシエヴィキは一九二〇年三月にヴェルフネウジンスクと並列させるかたちでウラジオストクにも中央委員会極東ビューローを設置し、地方政権の統制をはかった。

ウラジオストクは出兵した日本軍の本拠地であり、その最大の兵力がここに置かれた。そのため、沿ゼ政府は日本軍との関係を考慮しながら路線を選択し、地方勢力の結集をはかりつつ、極東統一の主導権をヴェルフネウジンスク政権と競ったように思われる。この政権はわずか一年足らずしか存続しなかったが、そのあり方はめまぐるしく変化した。とりあえずここでは、次の三つのステージに分けてこれを論じることにはしたい。

第一期 一九二〇年一月末の成立から四月四・五日沿海州武力衝突事件まで。

第二期 沿海州武力衝突事件から、六月の国民議会 Hapopuioe cooanue 開催まで。

第三期 国民議会の開催からチタ協議会を経て、極東共和国承認まで（一九二〇年一二月）。

〔第四期 極東共和国沿海州政庁（アントーノフ）期 沿ゼ政府による極東共和国承認から、憲法制定会議選挙を経て、一九二一年五月二六日政変により沿海州政庁

が打倒されるまで。〕

※ロシアの歴史学においては、第四期まで「沿ゼ政府」として扱うことがある模様だが、とりあえず本稿ではこれを対象外とする。

第一期 米軍・チェコスロヴァキア軍・

日本軍との共存（一九二〇年一月末〜同年四月四・五日）

沿ゼ政府は、一九二〇年初めにコルチャーク政権が崩壊し、東西のシベリアがソヴィエト・ロシアの勢力下に入り、極東各地に革命政権が誕生する流れのなかで成立した。

一九二〇年一月二日、イルクーツクの政治センターが派遣したエスエルのミハイル・リンドベルグ（一八八九〜一九三八）が、チェコスロヴァキア軍に伴われてウラジオストクに入り、セルゲイ・ラゾー（一八九四〜一九二〇）やアルカージー・クラコヴェツキー（一八八四〜一九三七）などと協議して政変を準備した。また、アメリカ軍およびチェコスロヴァキア軍団との連絡を付けた。

一九二〇年一月二六日、ブルガーコフ⁽⁷⁾ベリスキー⁽⁸⁾の率いる革命派の部隊は、ニコリスク⁽⁹⁾ウスリースキー⁽¹⁰⁾を支配下におさめると、ウラジオストクに向けて出発した。

一月三十一日、ローザノフは政権を投げ出して日本に逃れた。ブルガーコフ⁽⁷⁾ベリスキー⁽⁸⁾の率いる部隊は無血でウラジオストクに

入り、市内で蜂起した部隊と合流した。

アレクサンドル・メドヴェージェフが議長を務める沿海州ゼムストヴォ参事会が、全極東政権であると宣言して、権力を掌握した。

ウラジオストクでは、ローザノフの支配下で投獄された政治犯が釈放され、共産党の活動が合法化された。

二月初め、アムール州で政変が生じ、ソヴィエト政権がブラゴヴェシチェンスクに再建された。駐留していた日本陸軍第十四師団（白水淡師団長）はハバロフスクへの撤収を決め、同月中にアムール州からハバロフスク方面に移動した。⁽¹⁰⁾

二月三日、ブルガーコフ・ペリスキーの率いる沿ゼ政府軍はハバロフスクに向けて進軍を始めた。ハバロフスクを支配していたイヴァン・カルムイコフ（一八九〇～一九二〇）は二月一三日に中国領に逃亡したが、そこで逮捕された。二月一六日、政府軍がハバロフスクに入り権力はゼムストヴォに移った。二月一八日、ウラジオストクの共産党が派遣したセルゲイ・ラゾーとモイセイ・グーベリマン（一八八三～一九六八）がハバロフスクに到着した。⁽¹¹⁾

このころ、アムール河口に近いニコラエフスクでは、市内の日本軍・白軍が市を包囲したパルチザンと戦闘を行っていたが、交渉の末二月二八日パルチザンが入市した。三月一二日未明に日本軍はパルチザンを襲撃したが、もともと寡兵の日本軍はパルチザンに敗れて居留民ともども大部分が死亡し、一部が捕虜として投獄された。これが、尼港事件の三月の事件である。パルチザンを

率いたヤコフ・トリヤピーツィン（一八九七～一九二〇）らは現地ニサハリン州ソヴィエト大会を招集し、ソヴィエト政権を称した。⁽¹²⁾

ザバイカルのヴェルフネウジンスクでは、二月二六日～三月二日、セミヨノフ軍とニコライ・カラシニコフの率いる革命軍の戦闘により、セミヨノフ軍がヴェルフネウジンスクから追い出された。この間日本軍は中立の態度を取り、三月八日に同市から撤収した。三月五日、クラスノシチョーコフたちはヴェルフネウジンスクで沿バイカル・ゼムストヴォ臨時政府 *Временная земская власть Прибайкалья* を立ち上げた。⁽¹³⁾

三月三日、共産党中央委員会極東ビュローが、ヴェルフネウジンスクとウラジオストクにそれぞれ設置された。メンバーは、ヴェルフネウジンスク側がクラスノシチョーコフ、ニコライ・ゴンチャロフ、アレクサンドル・シリャーモフ（一八八三～一九五五）、ウラジオストク側はヨシフ・クシユナリヨフ（一八八七～一九二六）、ラゾー、ピョートル・ニキーフォロフ（一八八二～一九七四）だった。ヴラジミール・ヴィレンスキーが党の全権代表としてウラジオストクに派遣され、チェコスロヴァキア軍団に守られて三月一四日にウラジオストクに到着した。

このように極東各地に革命派の政権が誕生する中で、沿ゼ政府は活動を開始し、沿海州北部のハバロフスク郡を統制下におくとアムール州との連絡をつけ、サハリン州にも統制を及ぼそうとしていた。三月の尼港事件においては、ハバロフスクのゲイツマンが現地ニコラエフスクのパルチザンと日本軍との連絡役を担い、

ウラジオストク政府も現地からの報告を受け取っていたのである。¹⁴⁾

また三月上旬、沿ゼ政府は中東鉄道取用地（付属地）に使者を送ってその行政・警備権確保に乗り出し、ドミトリー・ホールヴァト（一八五八―一九三七）管理局長に退陣を迫った。ホールヴァトはこれを拒否したが、ストライキが起こるとともに、中国側に警備兵の武装を解除され、行政権を失ってハルビンを退去することになった。なお、この時行政・警備権は中国側に移り、沿ゼ政府のものとはならなかった。¹⁵⁾

三月三十一日、沿ゼ政府は「極東臨時政府」と称するようになった。¹⁶⁾ ウラジオストクのゼムストヴォ政府は、政府の各部門を組織するとともに、ニキーフォロフを議長とする財政・経済評議会とメドヴェージェフを議長、リンドベルグを副議長とする軍事評議会を設置した。この財政・経済評議会のメンバーは、四月にほぼそのまま省庁長官会議（内閣に相当する）を構成することになる。また、三月六日に軍事評議会副議長がリンドベルグからラゾーに交代し、フセヴォロド・シビルツェフ（一八九三―一九二〇）らポリシエヴィキが加入した。こうしてポリシエヴィキは、沿ゼ政府内の経済と軍事の重要ポストを押さえるようになった。¹⁷⁾ ただし、軍の司令官はエスエルのクラコヴエツキー陸軍大佐だった。また、同政府の財政・経済評議会は、ウラジオストクの金準備をブラゴヴェシチェンスクに移送することを決定し、三月から四月初めにかけてこれを実施した。¹⁸⁾

チタにいたカッペリ軍の司令官セルゲイ・ヴォイツェホフス

キー（一八八三―一九五二）陸軍中将の使者ベトロフがウラジオストクを訪問し、三月二四日以降沿ゼ政府と秘密交渉を行った。沿ゼ政府側はラゾーとパルフォノフが対応した。ヴォイツェホフスキーは、カッペリ軍を率いて沿ゼ政府に合流することを提案した。これに対して沿ゼ政府は、セミヨノフの排除を提案を受け入れる条件にした。²⁰⁾ これが実現すれば、沿ゼ政府は相当程度の軍事力を持つことができたであろうが、そのシナリオは、日本軍とセミヨノフには受け入れられないことだった。非ポリシエヴィキ勢力の結集をはかるこの試みは、日本軍に探知され、潰されることになる。

現地のポリシエヴィキ活動家たちの中では、ゼムストヴォ政権を継続せず、ソヴィエトに移行したいと考える者が多かったが、モスクワの意向を代表するヴィレンスキーや、モスクワの意向を確認するための出張から帰ったクシュナリョフの反対により、ソヴィエト化は当面見送られた。²¹⁾

その一方で沿海州ソヴィエトは、四月に中央機関をハバロフスクに移転させ、四月一五日に同地で地方ソヴィエト大会を開催すると決定した。

以上のような沿ゼ政府の動きは、極東に日本軍のコントロールが及ばない政権が生まれる方向のもので、日本軍の一部に強い危機感を与えたと考えられる。²²⁾

沿ゼ政府が発足する直前、コルチャーク政権の崩壊と米軍からの撤兵通告をみた日本政府は、閣議の承認を経て一九二〇年一月

一七日付けで陸軍大臣のウラジオ派遣軍司令官に対する次のような指示を「西第三〇号」として発した。

「極東露領における諸政治団体に対する態度に就きては左の通心得らるべし。

一、交通線に危害を加え若くは我軍に対し攻撃的態度を採らざる限りは、団体の如何を問わず自ら求めて之を攻撃することなく露軍の措置に委するものとす。而して屢我武力を以て圧迫を加ふることは、却て露人の反感を誘致する恐あること。

二、単に威力を以て極東三州「沿海、アムール、ザバイカル」の統治を全うすることは現下の事態に適應せざるものにあるに顧み、三州の秩序を回復せんには、先ず各地に台頭せる穩健なる諸政治団体の融合統一を見ること希望に堪へざるが、其何人を以て之が施政に任せしむべきやは彼等の欲する所に一任し、何等従来の關係に拘束せらるるが如きこと無きを要す。⁽²³⁾」

つまり、過激派を含めて、相手方が攻撃的でない限りは、日本側から武力で威圧したり武力を行使することは行わない。現地の穩健政治団体が統合することが望ましいが、そこは諸勢力のやりかたに任せ、内政不干渉の方針を採るようという指示である。

一月二二日、当時参謀本部付だった奈良武次（一八六八）

一九六二）陸軍中将は、総理官邸で田中義一陸相から大井成元（一八六三〜一九五二）ウラジオ派遣軍司令官に伝達する指示事項を聞き取った。奈良が日記に記したその要旨は、次のようなものである。

「西比利亞に於ける現下の状況に鑑み、措き置き（ママ）難きを認め、第十三師団の残部を補充派兵の意味を以て今回増加せられたり。此以上の増兵は当分望みなし。

米國撤兵後は、日本及支那にて西伯利の時局を担任せざるべからず。日本は今大正七年出兵当時中外に為せる宣言を遵守し、チェック救援の事業を継続す。（中略）

然らばチェック撤退完了後は如何するや。（中略）此場合に宣言に基き撤兵する方針なり。此際尚居直強盜然として依然駐兵することは、外列國に対し内國內与論に顧み到底許さざる所なるべし。

然れども帝國自衛の必要なる小極限の処置を取るべきは自ら当然のことなれば、過激派の帝國領土若くは其勢力範圍に侵入し來たるが如き危険を予防するの処置を取することは、帝國自衛上の權利に属すると認む。

之が為には浦塩附近、ニコリスク、ポグラニチナヤ、哈爾濱、滿州里に亘る線を守備し、尚要すれば北部樺太を守備することあるべし。⁽²⁴⁾」

尼港事件以前のこの段階で、すでに北サハリンへの出兵がほめかされていることは興味深い。これに続いて、奈良は日記には次のような伝達事項を記載する。

「二、此目的を玩味するときは、セメノフ仮令東三州に自治を確立するに成功するも之を継続援助せず、見捨てることあるべし。

一、セメノフ及SR妥協し東三州の統一に成功し此等責任者より日本軍の駐屯を希望するが如き場合は自ら別問題にして、更に政府の詮議に附す。

一、(略)

一、チェック撤退前、即ち日本軍の駐屯期内に過激派政府軍が貝加爾を超へて東三州に侵入せんとするときは如何。此時は之を阻止すること必要なり。但し成るべく露軍をして之に当らしめ、日本軍は直接戦闘の衝に当たることとは避けざるべからず。

一、(略)⁽²⁵⁾

これは、エスエルが参加した政府は許容するが、ポリシエヴィキは許容しない。しかし、チェコスロヴァキア軍がいる限りはその問題は生じないという判断を示すのであろう。だが実際には、この直後にウラジオストクで沿ゼ政府、すなわちエスエルとポリシエヴィキの連立政権が成立し、さらにカッペリ軍もこれに加わ

ろうとしたのである。また、二月初めにチェコスロヴァキア軍とポリシエヴィキの間で協定が結ばれ、両者の敵対関係にはすでに終止符が打たれていた。⁽²⁶⁾

この後奈良は一月二八日にウラジオストクに入り、現地では沿ゼ政府成立を目撃する。その後、各地に駐留する日本軍を巡回してハルビン、満州里、チタを訪ね、ハイラルを経由してハルビンに戻ると、奉天、天津を経て北京に入り、旅順、大連、京城を経て三月一五日に帰京した。

沿ゼ政府成立後、陸軍は上の路線の軌道修正をはかった。「極秘対西伯利政策ノ経過」(大正一〇年四月二三日陸軍省軍務局軍事課)は、沿ゼ政府発足直後の二月三日に陸軍次官から派遣軍参謀長に次のような指示が送られたとする。

「浦潮付近に於ける騷擾に関する件(大正九年二月三日閣議

決定)

次官より浦潮派遣軍参謀長へ電報

最近「ニコリスク」及浦潮等に於ける騷擾は「チェック」軍の還送を阻碍し且公安に危険なるものあるやに察せらるる處、過般大臣より対政治団体態度に関し指示ありたるも、將來真に過激派の行動にして前記の懸念ありと認めらるる場合に於いては、適応の處置を執ることは差し支えなき儀に付為⁽²⁷⁾

先方から攻撃されない限り非干渉という方針だったが、「懸念あり」の場合「適応の處置を執ることは差支」ないと、すでにこの時点で骨抜きだったようだ。

その一〇日後、田中陸相は二月一三日の閣議決定によるとして、チェコスロヴァキア軍団の輸送上「治安を確保する名義を以て、ザバイカルからウラジオストクまでの「沿線上貴官ノ定むる地域内に過激派に属する武装団体の存在を許さざる旨を警告し、且其の監視に必要な方法を講せらるへし」と大井司令官に電報で指示した。⁽²⁸⁾

参謀本部『西伯利出兵史』が記す次の三月四日の陸軍省内報は、以上の路線の延長上にあつたと見るべきであろう。

「斯くて三月四日軍司令官は軍の行動に関する二月二四日閣議決定事項に就き、陸軍省ヨリ内報を受領し、我軍は其守備区域内に過激派に属する武装団体の存在を許さざるの主義に決せしを知り、五日陸軍中央部の意図に基き、軍参謀長をして関係各団隊長に左記の如く内報せしめたり（後略）⁽²⁹⁾」

日本軍は、表向き閣議決定の謳う中立路線を維持しつつ、過激派の武力を實力で排除し、その力を失わせることを方針としたのである。⁽³⁰⁾

一九二〇年初め、沿海州には第十四師団に加えて第十三師団の一部が追加派兵された。⁽³¹⁾一方、アメリカ軍は撤兵を開始し、四月

一日にこれを完了する。チェコスロヴァキア軍団の撤兵も進行し、日本軍の単独駐兵に近い状況になりつつあつた。

「過激派」政府の成立が迫っているとみた日本軍は、ここで沿ゼ政府に武力を行使することを決定したと考えられる。

三月三十一日、日本政府は居留民の安全確保や隣接する鮮満に対する危険が存在するために駐兵を継続すると、出兵目的の修正を声明した。⁽³²⁾

四月二日、ウラジオ派遣軍は急遽沿ゼ政府に、駐留に必要な宿営・通信などの便宜供与、日本軍に勤務するロシア人の不逮捕と行動の自由、敵対行為の禁止、日本軍と日本政府を批判する言論の禁止、日本人の生命・財産の保護に最善を尽くす等の要求を突きつけて交渉を始める。沿ゼ政府は四日にこれを受諾し、翌日調印ということになったが、その夜から翌日にかけて、日本軍の駐留する沿海州各地で武力衝突が発生した。

この事件は、シベリア出兵中の最重要事件のひとつとみられるが、残念ながら日本でこれを扱った論文はまだない。今のところ原の『シベリア出兵』が最も詳しい検討を行っているので、これを参照いただくことにして、⁽³³⁾本論文においては、いくつかの個別的な問題を指摘するにとどめる。

ひとつは、これがロシア側の発砲で始まったかのように言われていることである。⁽³⁴⁾事件後日本軍はどのように発表したか、ほとんどこれを信じることはできない。

防衛省防衛研究所の所蔵する陸軍史料『西密受大日記』一九二〇

年二月分は、次のような文書を収録している。

「陸軍」次官より浦潮派遣軍参謀長へ電報（暗号）
今回露国政治団体に対し貴軍より発せらるべき警告は最後
通牒の意義にあらずと承知相成べく為念。何れ委細は大
臣より松平政務部長に申含めあるを以て同官より聴取せられ
たし。

駆逐艦を朝鮮東海岸に待機せしむることに就ては、海軍と
協議済なるも、其の実行迄には若干の時日を要すと承知さ
れたし。

西一六一 四月二日発電（印章）⁽²⁶⁾

「陸軍」次官より浦潮派遣軍参謀長へ電報（暗号）
露国政治団体に対し二日与えられたる貴軍の警告は、最後通
牒の意義にあらざることは西一六一を以て電報したる處、我
軍が愈々断然武力を以て彼等に臨むに就ては我國民にも其
の必要を自覚せしめ諸外国にも我立場を十分了解せしめ置
くの必要あるは勿論にして、真面目に武力を加えんとする
に方りては日本が自衛の必要上止むを得ざるに出でたるこ
となりとの立場に在るを要す。斯の如くなりて始めて我が
態度に強みを加ふる一義なるを以て、事軽拳に出て日本が
故らに為にする所あるが如き口実を与ふるは、之を避くる
ことに十分注意を払はれたし。又今後の交渉は相手方が過

激派軍隊なれば差支えなきも、政治団体に対するものなれば、外交に重大なる関係を有するが故に、松平政務部長帰軍の上、司令官の意図に基き直接交渉の衝に当らしむるを適当と認む。承知ありたし。

西一六四

決行済

四月四日□直発電⁽²⁷⁾

つまり、四月四日の夜を待たずに、武力行使の実行を前提とした指示が本省から発せられていたのである。

また、第十三師団長として沿海州に出勤した西川虎次郎は、著書『西伯利出征私史』の中で次のように記している。

（前略）三月中旬に至れり。此時我参謀本部は過激派の武装を解除し守備上の安全を期すべく軍司令官に訓令し、軍司令官は実行上之を二期に分ち、先ず四月上旬に平和的交渉をなし、其の状況に依り更に五月上旬第二回の交渉を行ふに決せり。⁽²⁸⁾

その後、派遣軍司令官の通牒により、西川は師団に以下のような通牒を発したという。

イ．（略）

ロ．浦潮政治団体統轄下にある地域の武装団体に対し武装解

除をなす場合には、当該地最高級指揮官其旨を彼に通告して実行す

武装解除は疾風迅雷的に決行し、一時之を拘禁す。爾後の処置は軍より指示す。

但爾後の動作を拘束せられ又は兵力の分散を避くべし。故に状況により或は退去を命じ或は解放することあり。

ハ、武装解除に應ぜざるものには断然兵器を使用す。

ニ、通信交通機関は最先に占領す（後略⁴⁰）。

つまり、三月中旬に、参謀本部から派遣軍に対して「武装解除」の指示が出たということである。そして、四月五日午前三時四〇分に派遣軍司令部からニコリスクに駐在する第十三師団に、武装解除実施命令が伝達された⁴⁰。

さらにもうひとつ付け加えれば、当時ハバロフスクに駐在していた海軍の派遣隊が、四月初めに撤収することになり準備をしていたところ、四月一日に第十四師団司令部から通報を受けて撤退輸送を中止し再軍備を整え警戒態勢を取ったと、海軍戦史は記述する。これは陸軍が武力によって革命派を追出す政変を予定していたことの反映と見るのが自然ではないだろうか⁴¹。

そういうわけで、四月四・五日の沿海州武力衝突事件は、日本軍が自ら準備し決行したものに違いないと考える⁴²。

この武力衝突事件の中で、日本軍はヴォイツェホフスキーの使者として来ていたペトロフなどを殺害した。ヴォイツェホフス

キーの交渉は暴露され、チタにいた関係者は処刑され、ヴォイツェホフスキーはチタを離れることを余儀なくされる。カッペリ軍と沿ゼ政府の提携は、日本軍とセミヨノフによって徹底的に弾圧されたのである。

ウラジオストクその他沿海州南部で行われたのは武装解除であるが、ハバロフスクでは、市街戦により革命派を六日朝までに市内から放逐した。この時の日本側死者は九〇人、負傷者一八三人だったという。これは、ウラジオストクやニコリスク・ウスリースキーなど沿海州南部を担当した第十三師団のこの時の死傷者全体にほぼ等しい⁴³。その後保守派のコンスタンチン・リホイドフがハバロフスク市長に擁立された。市は革命派によって包囲され、戦闘は一箇月以上継続した。

ここで、なぜハバロフスクではこのような犠牲を払っても革命派を放逐したかという問題がある。これについて、ひとつは革命派が沿海州南部からここに根拠地を移す動きがあったので、その芽を摘みたかったということ、そして尼港事件および北サハリン占領への対応の関係から、ここを押さえておくことが軍事的に要請されたと考えられる。ニコラエフスクはハバロフスクからアムール河を下った先にあり、さらにその先に北サハリンがある。ハバロフスクを押さえていけば、そこからニコラエフスクに援軍を送り、あるいはニコラエフスクから避難する者を收容することができる。日本軍としては、そのような可能性を摘み、ニコラエフスクと北サハリンをその手に確保するために、ハバロフスクか

ら革命派を排除してそこを掌握したかったのである。⁽⁴⁴⁾

ここで疑問となるのは、尼港事件（三月）の生存者を救出するためには、革命派と交渉する必要があるのではないか、ということである。生存者の救出を第一にするならば、革命派との武力衝突を避けるべきだった。しかし、日本軍は革命派と交渉することを避けた形跡がある。交渉しないために、武力でこれを放逐することを選択したとも言える。おそらくその理由は、北サハリンでの行動の自由を確保するためだった。⁽⁴⁵⁾

四月四・五日の沿海州武力衝突事件の結末について、ここでもまとめておきたい。

武力衝突後、日本軍は沿ゼ政府に代わる政府の擁立をはかったが、不首尾に終わり、沿ゼ政府が引き続き政権を担うことになった。⁽⁴⁶⁾ 但し北部のハバロフスク郡を失い、その影響力は、沿海州南部に事実上限定されてしまった。

四月一四日、クラコヴェツキーが沿ゼ政府軍の司令官を退き、ヴァシーリー・ボルディレフ陸軍中将（一八七五～一九三三）が司令官に就いた。⁽⁴⁷⁾ とはいえ、四月の事件により政府軍は武装解除され、あるいは山岳地帯に逃亡するなどして大きな打撃を受け、軍隊としての実質を失っていた。

沿ゼ政府は日本軍との間で協議を行い、四月二九日に休戦協定を結んだ（ただしハバロフスク方面は別）。その要点は、鉄道線から三〇キロメートル以内にロシア軍の立ち入りを禁止する、ただし日本軍の許可を得れば鉄道により移動可能、立ち入り禁止区

域内の兵器弾薬等を日本が押収する、立ち入り禁止区域の治安維持のため警察隊を置くが、その定員や装備について日本軍の承認が必要、戦闘用材料の製作を禁止し日本側の工場監督権を認める、等々である。なお、立ち入り禁止区域から撤収するロシア軍は、ザバイカル州とサハリン州に移動できないとしている。このことから、セミヨノフがいるザバイカルおよびニコラエフスク・北サハリンに、革命派の部隊が入ることを特に抑止したい理由があったと推定される。⁽⁴⁸⁾

第二期 体制模索期

（一九二〇年四月初め～一九二〇年六月二〇日）

四月六日、ヴェルフェウジンスクで極東共和国の建国が宣言された。これは、同地で沿バイカル・ゼムストヴォ臨時政府を立ち上げたクラスノシチョーコフらによる、沿ゼ政府が消滅しかねない危機的事態への対応と考えられる。極東共和国は、ザバイカル、アムール、沿海、サハリン、カムチャツカと中東鉄道用地を領土すると宣言した。沿ゼ政府に並立する第二の緩衝国が建国されたわけであるが、この時普通選挙の要求を拒否されたエスエル、メンシエヴィキ、ゼムストヴォ活動家たちが政府を離脱し、極東共和国はボリシエヴィキの単独政権となった。⁽⁴⁹⁾

沿海州においては、日本軍の駐兵に対する批判が高まり、諸党

派が政府に結集して日本軍に対抗しようとする傾向が強まった。日本軍の武力行使は、やぶ蛇の結果を招いたと考えられる。⁽⁵⁰⁾

四月一九日、沿ゼ政府は行政部を改組した（構成については末尾の一覧を参照）。政府構成員全員の党派を確定できないが、ボリシェヴィキとエスエルなど穏健社会主義者の連立が継続したと見られる。

四月二〇日、メドヴェージェフは社会団体・諸政党の協議会で政府施政方針を表明し、政府各部の法規的整備、国民議会の設立準備が進められることになった。国民議会は憲法制定前の予備議会という位置づけだったが、民意を反映する機関を置くことにより、内外に統治の正統性を高めるねらいがあった。

五月二五日、極東国民議会選挙法が公布された。選挙は、直接選挙による議席と政治団体・社会団体の委任による議席の混合選挙制で、都市では秘密投票による普通・直接・平等選挙が行われたが、農村では地方自治機関が選出方法を決定するとされた。⁽⁵¹⁾ 国民議会の立法は政府の承認を得てはじめて効力を発する。政府は法案を国民議会に提出できるが、一〇人以上の代議員の署名がないと審議されないこととされた。また、政府の組織・権限については明文化されておらず、議会に対する責任についての条項もなかった。

以上の動きの一方で、四月中旬から五月初めにかけて、ヴィレンスキーと松平恒雄ウラジオ派遣軍政務部長が会談した。ヴィレンスキーはソヴィエト・ロシアの代表として日本軍の撤兵を要求

するとともに和平の締結を申し入れ、軍備の制限など一定の譲歩の用意があると伝えた。なお沿ゼ政府との関係については、対日関係上必要ならばその存在を妨げないと述べた。⁽⁵²⁾

このころ原内閣は、サハリン州に出兵しつつ、ザバイカルからの撤兵方針を固めた。⁽⁵³⁾ しかし、その場合セミヨノフは持ちこたえられないであろう。

大井ウラジオ派遣軍司令官は、五月四日に田中義一陸相から、セミヨノフと沿ゼ政府を妥協させて西のソヴィエト勢力との間に緩衝地帯をつくるように指導せよと訓令され、さらに五月七日には山梨半造陸軍次官（一八六四―一九四四）から、同日の閣議決定を踏まえて宣言を発表し、ヴェルフネウジンスク政府の呼びかけに応じて交渉に入るよう指示された。⁽⁵⁴⁾

大井司令官が五月一日に発表した声明は、極東三州を統合した自治政府の実現を歓迎すると、チタに駐留する日本軍との停戦と緩衝地帯設定を呼びかけるとともに、自治政府の組織に日本軍は干渉せず、その成立によって状況が安定すれば撤兵するというものだった。⁽⁵⁵⁾ なお大井は、この後ソヴィエト・ロシアを承認することになると見込まれることから、早いうちに交渉すればよい条件が得られるだろうと中央に具申した。⁽⁵⁶⁾

この状況を見たソヴィエト・ロシア政府は、五月一四日、ヴェルフネウジンスクの極東共和国政府を承認した。同月末には、アムール州のソヴィエト政府がヴェルフネウジンスク政府を承認すると発表した。⁽⁵⁷⁾ 五月二五日、ゴンゴタ駅で日本軍代表（黒沢準陸

軍大佐)と極東共和国の代表(フョードル・ペトロフ)による停戦交渉が開始された。しかしまもなく、交渉権限の問題をめぐって中断する。

この頃、日本軍の進撃が迫るニコラエフスクでは、トリャピーツインの率いるパルチザンが多数の市民を殺害して市に火を放ち、市民を連れてアムグン河を遡行しケルビに避難しようとしていた。獄にあった日本人捕虜も、この時全員殺害された。尼港事件のうち五月の事件である⁽⁸⁵⁾。日本軍は六月三日に同市に入ったが、誰も生存者を救出することはできなかった。

六月五日、沿ゼ政府は通貨価値下落への対策として新紙幣を発行する通貨改革を実施したが、失敗に終わる⁽⁸⁶⁾。

そして、六月一日に国民議会の選挙が実施された。

第三期 極東統一交渉への対応と極東共和国への「合流」

(一九二〇年六月二〇日〜同年十二月)

六月二〇日、国民議会が召集された。ウラジオストクなど都市部では社会主義ブロックが圧勝したが、全体ではヴァシーリー・アポイモフを代表とする農民フラクションが七五人、共産党が二六人、商工グループ九人などの構成になった(末尾の一覧を参照)。

七月二日、省庁長官会議が改組されて新しい政府が組織され、商工業者グループのポリス・プリネルやイヴァン・ツインメルマ

ン(一八六七〜一九三一)などが参加する大連立政府が生まれた(末尾の一覧を参照)。ポリシェヴィキのニキーフォロフが退き、メンシェヴィキのメチエスラフ・ピナシク(一八八三〜一九三八)が議長になった。新政府は国民議会で全会一致で承認された⁽⁸⁷⁾。

パルフョーノフはこの政府の構成について、松平政務部長が、ポリシェヴィキを削って有産者を含めるならば、最も民主的な政府として極東統合の中心となり得ると述べ、さらにセミョーノフと合意することができれば、日本軍も速やかに撤収するだろうと発言したとする⁽⁸⁸⁾。政府人事について、日本側からのサジェスチョンが影響した可能性がある。

七月三日、日本政府は、北サハリンの占領とザバイカルからの撤兵をセットで発表した。また、外部のロシア政権の影響力を北サハリンから排除する方針を打ち出した。そもそも、尼港事件の被害について交渉すべき責任政府がないというのがサハリン州占領の理由だったが、それは、主権を主張するヴェルフネウジンスク政府と沿ゼ政府の両方を、当事者として拒否したことを意味した。七月初め、北部沿海州派遣軍司令官の津野一輔陸軍少将は、北サハリンで選出された国民議会議員がウラジオストクに移動することを許すべきか陸軍省に伺いを立て、同月二〇日付で許可しないように指示を受けた⁽⁸⁹⁾。北サハリンのロシア行政部は沿ゼ政府の傘下に入る意向だったが、日本軍はこれを否定し直接統治する方針を固めたのであり、実際、八月初めに現地行政を接収する⁽⁹⁰⁾。

七月八日、ケルビで「人民裁判」の判決の結果、トリャピー

ツインらサハリ州ソヴィエト首脳部が銃殺され、執行部が交代した。その後九月にケルビに「サハリン政府」が設置される。サブリンによると、これはヴェルフネウジンスク政府による、極東統一過程の中の多数派工作の一環でもあった。⁽⁶⁵⁾

七月一五日、日本軍はゴンゴタでヴェルフネウジンスク政府と、停戦と中立地帯の設定、緩衝国が共産主義国家にならないことで合意し、協定を結んだ。⁽⁶⁶⁾

このころ沿ゼ政府は、ウラジオストクで極東諸州統一協議会を開催しようと、極東各州の政府に代表派遣を要請した。アムール州政府とチタ政府は同意したが、ヴェルフネウジンスク政府は派遣を拒否して協議会は成立しなかった。以後、ヴェルフネウジンスク政府との間で、極東統一政権の主導権をめぐる駆け引きが展開されることになる。

この七月ごろ、モスクワのソヴィエト・ロシア政府は、ヴェルフネウジンスク政府を中心に極東の政治的統一を行う方針を固めたのではないかと考えられる。

チタにセミヨーフが陣取っている限り、ヴェルフネウジンスクとアムール州は分断され（チタの栓）、アムール州への往来は制約される。また、統一協議の場で、沿ゼ政府とチタ政府の両方が反対する話は通りにくい。しかし、日本軍がザバイカルから撤兵すれば、セミヨーフをチタから追い出してザバイカルとアムール州の両方を掌握し、統一協議の場で沿ゼ政府の味方を消すことができる。そうした見通しが立ったのではないか。

サブリンによると、このころ共産党シベリア・ビューローは、ヴェルフネウジンスク政府が極東統合の中心にならなければならぬとして、統合プロセスの引き延ばしをはかり、日本の影響圏外でプロセスを進めるよう指示したという。⁽⁶⁷⁾

一九二〇年八月、ウラジオストクを出発した沿ゼ政府国民議会の代表団は、途中のチタでセミヨーフ政府と下交渉した後ヴェルフネウジンスクに向かったが、ヴェルフネウジンスク政府のボリス・シユミヤツキー外相から、自政府を統合の中心とするという文書（ゴンゴタ宣言）に署名しない限り通さないと告げられた。ボリシエヴィキと農民代表はこれに署名してヴェルフネウジンスクに入ったが、他の団員は署名を断り、アレクセイ・カブツァン（一八八五―一九二四）が団長職をクシユナリョフに譲った。⁽⁶⁸⁾

八月二〇日、ヴェルフネウジンスク政府と沿ゼ政府国民議会の代表団は、ソヴィエト・ロシアとの間で制限付きの経済的・政治的結びつきを持ち、日本、中国その他の諸外国と友好関係にある、民主的な統一極東共和国を形成することに合意し、外国の影響下でない場所に、普通選挙に基づく憲法制定大会を召集すると決定した。セミヨーフは、このプロセスから排除された。こうしてヴェルフネウジンスク政府寄りの方針が決定されたかに見えたが、その前日、沿ゼ政府の国民議会は、ゴンゴタ宣言を否認して代表団を召還するとしたため、合意は無効となった。⁽⁶⁹⁾

この少し前の八月一三日、モスクワの共産党政治局は、「極東共和国についての短いテーゼ」を採択し、極東共和国は大陸から

日本軍が完全に撤退するまで存続すべきで、ウラジオストクはその中心として不適当だとした。⁷⁰ さらにテーゼは、この共和国は民主的かつ資本主義的であるべきだが、どのような議会もそこにあるべきでないとした上で、すべての外交的決定と重要な内政上の決定は、モスクワの了解を得てのみ採択されるとした。⁷¹

九月初め、日本軍がハバロフスクから撤収した。リホイドフの政権はすぐに崩壊し、アムール方面からパルチザン部隊が入ってソヴィエト政権が再建された。

一〇月四日、スピリドン・メルクーロフら非社会主義者プロツクが、沿ゼ政府の構成から脱退すると決定する。もともと少数派であつてたいした実権がない上、今後の展望もないと見切りをつけたのであろう。国民議会の多数派である農民フラクションは、結局ポリシェヴィキに主導されるようになり、また、セミヨノフ政権の存続が難しいとなると、極東統一プロセスで沿ゼ政府がヴェルフネウジンスク政府に代わる路線を主導することは難しくなった。

一〇月一五日、日本軍がザバイカル州から完全撤退した。その一週間後の一〇月二二日、パルチザン部隊がチタを占領し、ヴェルフネウジンスク政府はチタに移転した。この後の事態の展開は速かった。

一〇月二八日、チタで極東統一のための各州政府協議会が開会し、三〇日にクラスノシチョーコフを議長とする共和国暫定実務幹部会を選出した。十一月四日、暫定実務幹部会は、各州政府を

廃止する法律を公布した。以上のプロセスは沿ゼ政府の非ポリシェヴィキ代表団員抜きで進行した。

一〇月三〇日、沿ゼ政府は協議会に代表団の派遣を決定したが、代表団がチタに揃つたのは十一月七日だった。⁷² 協議会は十一月一〇日に極東共和国臨時政府を選出したが、この際、エスエルとメンシェヴィキは入閣を拒否し、沿ゼ政府代表団のエスエルとメンシェヴィキの団員は、代表団の宣言署名を無効だとした。しかし、協議会は憲法制定会議を一九二一年一月二五日に召集すると決定して、翌二一日に閉会した。沿ゼ政府の内閣は、内部に異論はあつたものの、緩衝国の中に緩衝国を設けるべきではないとして、十一月二一日、協議会の統一宣言を承認した。⁷³ しかし日本軍は、協議会の宣言を承認しなかった。ゴンゴタ休戦協定が破れている上、沿ゼ政府の発言権が確保されていないので、手続きが不当だという主張であらう。⁷⁴ しかし、ビナシク首相がこれで方針を変えることはなかった。

セミヨノフ政権が人民革命軍に敗れて崩壊すると、セミヨノフ軍とカツペリ軍は中東鉄道により満州に移動した。また、ロマン・ウンゲルンの率いるアジア騎兵師団は外モンゴルに移動した。⁷⁵ 一月末、セミヨノフ軍とカツペリ軍は満州から中東鉄道により沿海州に入ろうとしたが、沿ゼ政府はこれを受け入れなかった。しかし、政府軍司令官兼陸相で、さらにビナシク首相の留守番役でもあつたボルディレフの指示により、両軍は沿海州に入ることを許された。しかしこれは、政府の決定に反する措置であり、

ボルディレフは責任をとって政府と軍の職を辞任した。このことについて、ボルディレフは、自分の判断だったと述べているが、外務省記録にセミョーノフ軍とカッペリ軍を沿海州に受け入れるよう、ボルディレフに要請するとした日本陸軍の作成文書がある⁽⁷⁶⁾。ボルディレフとしては、このことを認めては日本軍の手先だったことになるので、沈黙を守った可能性がある。

この時両軍は、形式的には武装解除されたことになっていたが、実際にはある程度の軍事的能力を保持し、その後の沿海州の動向に影響を与えることになる⁽⁷⁷⁾。

二月一日、国民議会は極東の統一に賛成すると決議した。翌二月二日、沿海州ゼムストヴォ参事会は極東臨時政府としての活動停止を発表し、アントーノフを長とする沿海州政庁が、極東共和国の地方政府として発足した。国民議会も、地方議会として当面存続する。

この後、極東共和国の憲法制定会議の選挙が各州で行われ、当初決定からやや遅れて二月にチタで開会されることになる。

まとめ

沿ゼ政府は、ソヴィエト・ロシアと日本の軍事衝突を避ける緩衝国のひとつとして、二月革命でシベリア・極東に導入された地方自治機関を足がかりに、一九二〇年一月末に発足した。ボリ

シエヴィキとエスエルその他諸派の連立政権だったが、ボリシエヴィキの指導性は明らかだった。

しかしながら、これまで述べたように、政権の状況やスタンスはこの後約一年にわたってめまぐるしく変化した。この政権の性格と動向を研究することは、極東内戦史の研究にとってもシベリア出兵史の研究にとっても不可欠と考えるが、残念ながら、研究の大きな空白領域となっている。

沿ゼ政府は、ロシアの内戦期を通じて唯一、ボリシエヴィキから一時は有産者代表までも参加した連立政権だったが、そのことが、ソ連期において研究を困難にしたことは容易に想像される。また、クラスノシチョーコフが主導したヴェルフネウジンスク政府による極東統一が、レーニンの指導による「正しい路線だった」となると、この政権をどう描くことが「正しい」ことなのか、非常に難しい問題だったと考えられる。しかし、この政権を視野に入れない、極東の内戦の後半部を理解することはできないであろう。しかし、ソ連においてはもちろん、ソ連崩壊後のロシアにおいても、この政権に焦点を当てた研究は非常に手薄なままである⁽⁷⁸⁾。ロシア国家極東歴史文書館をはじめとする公文書史料に当たることが可能になったにもかかわらず、ロシアの歴史家にとって、このテーマを取り上げることには、それなりのリスクもしくは制約が存在すると推測せざるを得ない。

一方で、欧米ではスミスとサブリンが、この政権について非常にすぐれた研究を発表してきた。スミスは、公刊文書、多くの亡

命者の著作を含む文献に加えて、アメリカ國務省の文書等を利用して、コルチャーク政権の崩壊が迫った一九一九年末以降、日本軍が撤兵してウラジオストクが極東共和国軍に占領された一九二二年一〇月までの推移を叙述した。たいへん先駆的で優れた研究で教えられることが多いが、ロシアの公文書史料にアクセスできなかったこと、日本の文献・史料を参照できなかったことなどによる限界があった。

サブリンの新著は、ロシアの公文書史料をふんだんに利用し、ウラジオストクとその周辺だけでなく、極東全般を視野に入れ、民族政策に注目するなど、非常に高度な研究であるが、日本との関係については、一部アジア歴史資料センターの公開史料を利用した部分があるものの、十分には解明できていない。

さらにその後、ジェフリー・ホスキングが一九二〇～一九二二年の極東政治史を扱った論文を発表した。⁷⁰ 沿ゼ政府に多くの紙幅を割いたこの論文は、サブリンの著書の発行前に脱稿したということとこれを参照しておらず、主にボルディレフの著書やセルゲイ・ルドネフ（一八七二～一九三四）の回想録等、白系政府関係者の文献を多用し、極東共和国よりも沿ゼ政府などウラジオストク政府の動向を重点的に扱っている。興味深い論点がいくつも見られるものの、日本との関係については、触れないままだったり憶測で書いている部分が多い。分量的にも限られているので、ひとつのスケッチとして読むべきものであろう。

本論稿は、ロシアの公文書史料を利用していないという限界が

あるものの、沿ゼ政府について、これまでの議論を踏まえつつ、尼港事件、四月四・五日武装解除事件から、沿海州にカッペリ軍・セミョーノフ軍が入るところまで、日本軍と沿ゼ政府との関係のいくつかのポイントについて、いくつかの新しい史料を紹介し論点を提示できたと考える。

以上述べたように、今後の沿ゼ政府の研究においては、日本側史料・文献によりこれまでの研究を補充し、新しい視点を提示することが国際的課題と考えられるが、日本においても沿ゼ政府の研究はこれまで非常に乏しかった。その理由をここで改めて述べることがはしないが、ひとつの要素として、この時期の日本の対シベリア政策のわかりにくさがあると思われる。

原内閣は、一九一九年五月にコルチャーク政権を承認する政策を決定したが、同政権が崩壊した一九二〇年一月以降、極東の個々の地方政権に対する政策を検討することはなかったように思われる。原敬日記の記事にも、外務省記録の『露国革命一件・出兵関係・反過激派関係』簿冊にも、一九二〇年を通じて、沿ゼ政府をはじめとする極東のローカル政府に対する政策論はまったく見られない。そこにあるのは、どこに駐兵するか、いつどこから撤兵するかということまでである。

このように、方針を定めないうまま駐兵を継続していたことは全く不自然なことのように思われるが、一方ではごく当然のこととも言える。というのは、シベリア出兵はロシアの内政に干渉するものではないという建前からすると、現地のあれこれの政府に多

少の援助を与えることがあったにせよ、その政策に介入したり圧力をかけたりすることはないはずで、そのことを検討すること自体がおかしい。しかし実際には、沿ゼ政府をはじめ極東現地政府に対してある種の政治的意図を持った対応がなされたことは明らかである。

日本政府は、極東の現地政権に対する政策を特に立案することをしなかった。一九二〇年四月四・五日の武力衝突事件とその後に対応に見たように、日本側の政策を実質的に策定し、実行したのは陸軍だった。では、陸軍は、政府や外務省と連絡なく独自に行動していたかという点、必ずしもそうではない。ここに、シベリア出兵における日本の政策決定過程のわかりにくさがあると筆者は考える。しかし、こうしたシベリア出兵における政策決定構造については、日本でもあまり研究されておらず、ましてや外国人の研究者には理解が容易でないことのように思われる。⁸⁰⁾

沿ゼ政府が極東共和国沿海州政庁に転ずる前、一九二〇年一月に珲春事件が発生すると、朝鮮軍・関東軍と並んでウラジオ派遣軍もこの鎮定に出動した。その後一九二一年に入って状況が安定すると、原内閣は撤兵の方針を決定し、五月に「東方会議」を開いてその具体化を進めようとした。その矢先の五月二六日、ウラジオストクで政変が起こり、極東共和国沿海州政庁が倒れてスピリドン・メルクーロフを首班とする沿アムール臨時政府が成立することに。この政府の性格や活動については、今後、稿を改めて検討することにしたい。

「沿海州ゼムストヴォ参事会臨時政府の構成の変遷」
一九二〇年二月はじめ⁸¹⁾

軍事評議会。メドヴェージェフ（議長）、ラゾーとリンドベ
ルグ（副議長）、ウラジヴォストコフ、クラコヴェツキー、
パルフィノフとゲルヴァス（評議員）、B. メリニコフ（ブ
ラーギン）（書記）。

ニキーフォロフ……財政・経済評議会

プリガリン、A. B. ……食料・補給評議会

ジェルナコフ、A. E. ……人民統制評議会

ルツェンコ……人民教育評議会

トレチャコフ、C. M. ……出版・情報問題評議会。

その他、内務管理局、外務管理局などを設置。

これら全ての評議会と局長の協議会の議長たちが、同時に、すべての政府の実務執行機関を構成した。その議長はメドヴェージェフ、副議長はニキーフォロフ。

政府軍司令官…A. クラコヴェツキー、副司令官…II. パル
フィノフ

一九二〇年四月一九日⁸²⁾

※ゼムストヴォ参事会付属機関としての省庁長官会議

ニキーフォロフ、II. M. ……省庁長官会議議長、労働長官

クシュナリョフ、II. Γ. ……運輸長官

ボルディレフ、B. Γ. ……陸軍長官、軍総司令官

アンドレーエフ、B. A. …… 財政長官

ソロヴィヨフ、Д. И. …… 食料・補給長官

クルーグリコフ、A. H. …… 内務長官

グロージン、A. B. …… 司法長官

レオノフ、A. C. …… 商工長官

(カブツァン、A. И. …… 官房長官)

バルフョーノフに交代) …… 軍事省政治部長兼総司令部政

治全権

臨時極東国民議会の構成

(一九二〇年六月一五日選挙、六月二〇日開会)⁸³⁾

農民 七五人

共産党 二六人

メンシエヴィキ 四人

カデット 四人

エスエル 三人

エスエル左派 三人

シベリア・エスエル 三人

メンシエヴィキ 五人

エヌエス 二人

商工グループ 九人

無所属 一人 計一三五人

極東憲法制定会議会派構成 (一九二二年一月選挙)⁸⁴⁾

農民多数派 一八三人

共産党 九三人

無党派農民・労働者または農民少数派 四四人

エスエル 一八人

ブリヤート・モンゴル 一三人

一九二〇年七月二日

ピナシク、B. M. …… 大臣会議議長

ヴィノグラードフ、A. B. …… 大臣会議副議長兼外務大臣

ツインメルマン、イヴァン …… 財務大臣

プリンネル、ボリス …… 商工大臣

イサコヴィチ、B. Я. …… 国家監査

ボルデイレフ、ヴァシーリー …… 陸海軍大臣兼総司令官

グーレヴィチ、B. Я. …… 内務大臣

トルツプ、E. …… 法務大臣

ヤークシエフ、イヴァン …… 農業・土地整理大臣

ニキーフォロフ …… 労働大臣

クシユナリヨフ、ヨシフ …… 交通大臣

ソロヴィヨフ、И. И. …… 食糧・供給大臣

ルツェンコ …… 教育大臣

ツェイトリン、ロマン …… 中央露日協定小委員会議長

クリーゲル、ヴォイノフスキー、K. (短期間でピョートル・

無党派民主派 八人
シベリア・エスエル 六人
エヌエス 三人
無所属 一人
計三六九人(定数四二七人、一九二二年三月の登録者三八一人)

※本稿は、二〇二一年度ロシア史研究会大会パネル報告を基にしたものである。

註

- (一) ロシア鉄道支援団の活動については、Clifford Foust, “The Russian Railway Service Corps: John Frank Stevens and America’s Changing Intervention in the Far East and Manchuria,” in David Wolff, Yokote Shingi, Willard Sunderland, eds., *Russia’s Great War and Revolution in the Far East: Reimagining Northeast Asian Theater, 1914–1922* (Bloomington, Indiana: Slavica, 2018), pp. 201–220 を参照。クリフォード・フォウスト(伊丹明彦、兔内勇津流訳)「ロシア鉄道奉仕団——ジョン・フランク・スチーヴンスと極東・満洲におけるアメリカの変化する干渉」『環オホーツクの環境と歴史』第五号、二〇二二年、五三―七〇頁は、その邦訳である。
- (二) Canfield F. Smith, *Vladivostok under Red and White Rule: Revolution and Counterrevolution in the Russian Far East, 1920–1922* (Seattle: University of Washington Press, 1975).
- (三) 『ロシア史研究』五六号、一九九五年に掲載。

(4) Ivan Sablin, *The Rise and Fall of Russia’s Far Eastern Republic, 1905–1922: Nationalism, Imperialism and Regionalism in and after the Russian Empire* (London: Routledge, 2019).

(5) Парфенов (Алтайский) П. С. Борьба за Дальний Восток, 1920–1922. Ленинград: Прибой, 1928.

(6) Сводный список книг, подлежащих исключению из библиотечной сети. ч. 2. Москва: Внесоюзной книжной палаты, 1961. С. 290–291. Палфенов И. И. 著書「Гражданская война в Сибири, 1918–1920. Изд. 2-е, испр. и. доп. Москва: Гос. изд., [1925]. 168 с.; На соглавательских фронтах. Москва-Ленинград: “Московский рабочий”, 1927. 208 с.,および一九三二年刊の同書第二版が、このリストに掲載されている。

(7) たぐねば, Историческая энциклопедия Сибири. т. 1. А. И. Новосибирск, 2010. С. 344に掲載の項目“Временное правительство Приморской областной земской управы.” 執筆者は V. M. Рыжков である。なおこの項目の本文はわずか二〇行足らずしかない。たとえば、この事典の第二巻では、一九一九年末から一九二〇年初めまでイルクーツクに組織され、政府としての形を整える前にボリシェヴィキに権力を譲った政治センター Политцентр について、一四〇行にわたる記述がある。それに比べて、極東の狭い領域とはいえ一年近く政権を維持した沿海州ゼムストヴォオ参事会臨時政府についての記述は、あまりにも少ないと言わざるを得ない。しかし、さらに付け加えるならば、ロシアで出版された最新の内戦史事典 *Россия в Гражданской войне 1918–1922: энциклопедия в трех томах*. Москва, 2021 にはそもそも沿ゼ政府の項目がない。その後ウラジオストクに成立した沿アムール臨時政府の項目はあるので、沿ゼ政府について項目をたてたくない特別の理由があると考えられる。

(8) Парфенов. Борьба за Дальний Восток. Гл. 8.

(9) エスエルだったという。極東の革命勢力の軍事的指導者として重

要な役割を演じたが、その活動・経歴について知られていることは少ない。グリゴリー・リョーフキンがエッセイを書いている。Девкин Г. Волочаевка без легенд. Хабаровск, 1999 所収。なお、パルフォーンフは、ニコリスク・ウスリースキーから軍を率いてウラジオストクに向かったのはガヴリール・シエフチェンコだったとしている。Парфенов. Борьба за Дальний Восток. Гл. 8.

(10) 参謀本部編『大正七年乃至十一年西伯利出兵史』復刻版、新時代社、一九七二年。

(11) Давыдова Н. А. Хабаровский фронт в 1920 г. // Из истории гражданской войны на Дальнем Востоке (1918–1922 гг.): сборник статей. [Вып. 1.] Хабаровск, 1999. С. 75–95.

(12) 尼港事件の三月の事件については、兎内勇津流「尼港事件はどのようにして起こったか——三月武力衝突とその前後」原暉之ほか編著『日本帝国の膨張と縮小——シベリア出兵とサハリン・樺太』(スラブ・ユーラシア叢書 一六) 北海道大学出版会、二〇一三年、五九—八五頁がある。またエドワルド・パールイシェフ「近代的な北東アジアの形成とロシアン・フロンティア——一九二〇年のニコラエフスク事件とサハリン州保障占領」李曉東、李正吉編著『北東アジアにおける近代的空間』明石書店、二〇一二年、五四—一五六頁を参照。

(13) История Дальнего Востока России от эпохи первоначального общества до конца XX века. т. 3. кн. 1. Дальний Восток в период революции 1917 года и гражданской войны. Владивосток, 2003. С. 357.

(14) Sablin. *The Rise and Fall*, p. 173, note 22, 23.

(15) 竹山安太郎『西比利亞事変と国際関係の真相』第一卷、日東出版社、一九三四年、二八〇—二九七、三二四—三二五頁。麻田雅文『満蒙——日露中の「最前線」』講談社、二〇一四年、一三六—一三七頁。ホールヴァットは三月一六日に辞任し、四月四日に北京に退去した。

(16) Sablin. *The Rise and Fall*, p. 144. 改称の理由は明らかではないが、推察するところ、三月にサハリン州の州都ニコラエフスクで生じた尼港事件(うち三月の事件)、および前記の中東鉄道での動きが影響したものと考えられる。こうした沿海州の周辺地域で生じた事態に、ロシア側の政権として対処するためには、正統性に多少の問題はあっても、「極東政府」として対応することが必要だと判断したのである。この時、中東鉄道取用地は、その領土の一部と位置づけられた。

(17) История Дальнего Востока России. С. 347.

(18) Погребенский А. И. Денежное обращение и денежные знаки Дальнего Востока в период войны и революции (1914–1924). Харбин, 1924. С. 110. 以下、金二二〇ブードとプラチナ六〇ブードが、三月一日と四月三日の二回に分けて、国立銀行プラコヴェシチエンスク支店に発送された。

(19) 旧コルチャーク政府軍。一九二〇年一月に死亡した指揮官ウラジミール・カッペリ(一八八三—一九二〇)の名からこう呼ばれた。

(20) Погребенский. Денежное обращение. С. 364; Парфенов. Борьба за Дальний Восток. Гл. 13 は具体的な交渉事項を紹介している。

(21) クシユナリョフは二月なかばにモスクワに向けて出発し、三月二八日にウラジオストクに帰った。Smith. *Vladivostok under Red*, p. 21, 24.

(22) 必ずしもすべての日本軍関係者がそう考えたわけではないと思われる。たとえば、仁田原重行陸軍大將は、関東軍司令官立花小一郎陸軍中将に宛てた一九二〇年三月の書簡の中で、「シベリヤノ撤兵如何。過激派ハ天下ノ公敵ナルヤ」と述べている。天下の公敵扱いすることは疑問だということであろう。「立花小一郎回顧録(二) 大正八(一九一九)年二月—九(一九二〇)年四月」『近現代東北アジア地域史研究会 News Letter』三二号、二〇一九年、

四二頁。

(23) 『大正七年乃至十一年西伯利出兵史』復刻版上巻、新時代社、一九七二年、三六三頁。なお、原文のカタカナをひらがなに改め、一部句読点を補った。

(24) 『陸軍大将奈良武次日記——第一次世界大戦と日本陸軍』下巻、原書房、二〇二二年、三八〇—三八二頁。

(25) 原敬日記では、北サハリン出兵について内田康哉外相が「夫は名義上困難なり。司令官の見込みに任ずべきも不得已事情なければ不可なり」と口をはさんだと記しているが、奈良はこれを記していない(『原敬日記』第五巻首相時代、福村出版、一九六五年、二〇四頁)。陸軍上層部は北サハリン占領を検討していたが、政府とは打ち合わせしていなかったということであろう。

(26) 『大正七年乃至十一年西伯利出兵史』復刻版上巻、四一七—四一八頁。

(27) 陸軍省軍務局軍事課「極秘対西伯利政策ノ経過」大正一〇年四月二三日(山口県立文書館田中義一関係文書、書類の部八二)、付録第一一。なお、原敬日記によると二月三日に閣議が開催され、田中陸相が「閣僚一同に西伯利撤兵の内意を告げたり」などとするものの、「過激派」への態度については特に記載がなく、文脈的にも、次官の電報にあった内容がここで決められたとは考えにくい。『原敬日記』第五巻、二一〇—二一一頁。

(28) 『極秘対西伯利政策ノ経過』付録第一二。

(29) 『大正七年乃至十一年西伯利出兵史』復刻版上巻、四一八頁。

(30) 原暉之『シベリア出兵——革命と干渉 1917—1922』筑摩書房、一九八九年、五二六頁。

(31) 第十三師団に所属する歩兵第十五旅団と工兵第十三大隊は、すでに一九一九年九月に派遣され、それぞれ第十四師団および野戦交

通部の指揮下で活動していたが、この時、師団司令部とそれ以外の部隊が追加派遣された。

(32) 『日本外交文書』大正九年第一冊下巻、八七八頁。

(33) 原『シベリア出兵』五二九—五三五頁。

(34) たとえば麻田雅文『シベリア出兵——近代日本の忘れられた七年戦争』中央公論新社、二〇一六年、一三九頁。

(35) 松平恒雄(一八七七—一九四九)。旧会津藩主松平容保の四男。一九一八年八月にシベリア出兵が始まるとウラジオ派遣軍政務部長に任じられ、一九二〇年一月に外務省欧米局長に異動するまで務めた。一九二一年ワシントン会議に随員として参加し、一九二四年から駐米大使を務めた。

(36) 「極東露領に於ける諸政治団体に対する態度の件」(JACAR: C03010385600 (66/113))。

(37) 「極東露領に於ける諸政治団体に対する態度の件」(JACAR: C03010385600 (77/78/113))。

(38) 西川虎次郎『西伯利出征私史』偕行社、一九二五年、一七頁。

(39) 西川『西伯利出征私史』二六頁。

(40) 西川『西伯利出征私史』三三三頁。

(41) 『大正四年乃至九年海軍戦史』巻三、海軍軍令部、一九二四年、三五九頁。なお、四月九日海軍派遣隊は撤退を中止し、従前の任務に従事すべしと訓令された。『大正四年乃至九年海軍戦史』巻三、三六〇頁。

(42) 原暉之は事件の発端をロシア側の発砲とする大井ウラジオ派遣軍司令官の発表について、「あまりにも見え透いた強弁だった」と述べた。一方、麻田雅文は「ウラジオ派遣軍のこうした行動は東京では寝耳に水だった」とするが、たいへん疑問である。原『シベリア出兵』五二九頁、麻田『シベリア出兵』一四〇頁。また松平

派遣軍政務部長は、陸軍が武力衝突に走る予兆を認め、これを批判的に見ていた。「過激派に対し武力を使用して打撃を加へんとする我軍の企図に対し反対の旨意見具申の件」(一九二〇年三月二二日)『日本外交文書』大正九年第一冊下巻、外務省、一九七二年、八七一―八七二頁。

(43) 『大正四年乃至九年海軍戦史』巻三、三五四頁。『大正七年乃至十一年西伯利出兵史』復刻版 下巻、第三卷附表第一一其一によると第十三師団の損害は死者八九人、負傷者一八六人である。

(44) 『極秘対西伯利政策ノ経過』の「附録第二十 陸軍大臣ヨリ浦潮派遣軍司令官ニ伝ヘタル将来の方針」(大正九年四月二十九日於官邸福田軍参謀ニ口述)には、「浦潮ト「ハバロフスク」方面トノ連絡ハ速ニ回復セラレンコトヲ希望ス。而シテ「ハバロフスク」トノ連絡成ルモ「ニコラエウスク」ニ対スル始末終ラサル間ハ、一時「ハバロフスク」ヨリ撤兵スル能ハサルヘシ」とある。また、同文書附録第二十三「大正九年六月一日閣議決定」には、「ハバロフスクの駐兵について「尤モ「ニコラエウスク」事件ノ善後措置ハ可成速ニ進捗スルコトトシ、其完了ヲ俟テ同地派遣ノ軍隊ヲ引揚ケ遅クモ本年秋季結氷前同地並ニ「ハバロフカ」ヨリ撤兵スル様諸般ノ施措ヲ為スコトトスヘシ」とあり、尼港事件の対応とハバロフスクの占領がリンクしていたことが窺われる。なお、ここでいう福田は福田彦助である。また、ハバロフカはハバロフスクの旧称である。

(45) 『大正四年乃至九年海軍戦史』巻六秘密補輯(JACAR: C14120061500)は、「曩に小樽に於いて海陸軍揚陸協定に際し、多門派遣隊長が極力「ニコラエフスク」派遣宣言及「アレクサンドロフスク」革命政府の平和的折衝を避けんとしたる真意は、蓋し派遣隊の早後に於ける行動の自由を保留せんが為なりき」と述べる。尼港事件を北サハリン占領を正当化する好機とみていた陸軍にとっては、ここで問題を交渉で解決させてはならず、捕虜が虐殺されたことはいかえって都合良かったであろう。なお、原敬日記一九二〇年四月

二三日条には「又ニコライウスク出兵に付訓令方高橋「是清」蔵相の説もあるに付外交官を同伴する以上は直ちに兵力を使用せざる様にありたしと云ふに決定したり」とあり、政府としては交渉第一と訓令したとみられる。『原敬日記』第五巻、二二三頁。

(46) 原『シベリア出兵』五三五頁: Sablin, *The Rise and Fall*, p. 148.

(47) ヴァシーリー・ボルディレフは、一九一八年に執政政府の執政のひとりで軍の総司令官だったが、コルチャークが最高執政官に就くと政権を離れて日本に滞在し、一九二〇年一月に帰国してウラジオストクに入った。拙論「ヴァシーリー・ボルディレフと日本——一九一九年滞日期を中心に」『ロシア史研究』一〇五号、二〇二〇年を参照。

(48) 『日本外交文書』大正九年第一冊下巻、八八六―八八八頁。その後具体的な兵員数などに関する補充協定が六月一五日に締結され、やうに海軍についての協定が八月三日に締結された。Smith, *Vladivostok under Red*, p. 44; 『大正四年乃至九年海軍戦史』巻三、三四三―三四五頁。

(49) Sablin, *The Rise and Fall*, p. 147.

(50) ウラジオ派遣軍松平政務部長は四月二三日付け報告書に、「是れ最近我軍憲の高圧的態度に鑑み当地方朝野人士間相互に妥協緊密の傾向を来しつつある結果と思はる」と記している。『日本外交文書』大正九年第一冊下巻、六六四頁。

(51) Sablin, *The Rise and Fall*, p. 153.

(52) 『日本外交文書』大正九年第一冊下巻、七〇八―七一一頁。

(53) 『原敬日記』第五巻、一三三六頁(一九二〇年五月五日条)。この後七月三日、サハリン州の占領とともにザバイカルからの撤兵が宣言される。『日本外交文書』大正九年第一冊下巻、七九六頁。

(54) 『大正七年乃至十一年西伯利出兵史』復刻版中巻、六一二、九六七頁。

(55) 『大正七年乃至十一年西伯利出兵史』復刻版中巻、九六八頁。ただし、このウラジオ政権とザバイカルのセミヨーフ政権を「妥協セシメ」る方針は、長続きしなかったようだ。「極秘対西伯利政策ノ経過」付録第二五其一「中立地帯設定ニ関スル件 陸軍大臣ヨリ浦潮派遣軍司令官へ電報」（大正九年六月一〇日）には、「極東露領ノ事態ヲ速ニ安定セシメンニハ先ツ「ウエルフネ」政権ヲシテ浦潮政府ニ合体セシメ、次ニ「セメソフ」ニ対テ（中略）穩忍シテ浦潮政府合同スヘキコトヲ勸説セラルヘシ」とあり、先にウエルフネ政府と合同させる方針を記している。やや奇異に思えるが、この頃、ソヴィエト＝ポーランド戦争の戦局がソヴィエト側に非常に不利だった影響で、ヴェルフネ政権が非常にソフトな対応だったために、展望ありという感触を得たのかも知れない。

(56) 「極秘対西伯利政策ノ経過」付録第二五其一。クラスノシチョーコフがレーニンにこの宣言を伝えた文書は、Дальневосточная республика: становление, борьба с интервенцией (февраль 1920—ноябрь 1922 гг.): документы и материалы в 2-х частях. Ч. 1. Владивосток, 1993. С. 179—184 に収録されている。

(57) Sablin, *The Rise and Fall*, p. 151.

(58) 尼港事件では、三月の死者六〇〇人余りに対して五月の死者は一〇〇人余りで三月の方がかなり多いにもかかわらず、日本においては、日本人捕虜が殺害されたとされる五月二四日に慰霊行事などが行われることが多い。これは、日本側の攻撃に端を発した三月の事件より、五月の事件の方がバルチザンの一方的な残虐行為を強調できるためであろう。

(59) Smith, *The Rise and Fall*, pp. 51—52. スミスは、このころ沿海州では日本円が最もよく流通していたと述べる。この沿海州の通貨改革問題については、今後の課題としたい。

(60) Парфенов. Борьба за Дальний Восток. С. 219—220.

(61) Парфенов. Борьба за Дальний Восток. С. 216.

(62) 尼港事件の対応として編成されサハリン州に派遣された部隊だが、陸軍中央が一九一四年にサハリン州が対岸のニコラエフスクを含む形に変更されたことを把握しておらず、このように命名された。

(63) 「北樺太露国代表者の浦潮国民会議参列の件」（国会図書館憲政資料室所蔵旧陸海軍関係文書マイクロフィルム一〇五五番）。

(64) National Archive Microfilm Publications, Microcopy No. 316, Records of the Department of State Relating Internal Affairs of Russia and the Soviet Union, 1910—1929, Roll 176, 861b.01/8.

(65) Sablin, *The Rise and Fall*, p. 164.

(66) 『日本外交文書』大正九年第一冊下巻、九〇二—九〇六頁。

(67) Sablin, *The Rise and Fall*, p. 159.

(68) Sablin, *The Rise and Fall*, p. 161. 代表団は、カプツァン（議長）、クシュナリヨフ、ポフヴァリンスキー、エレメーエフ、ルドネフ、アバイモフ、プリューヒンで構成された。

(69) Sablin, *The Rise and Fall*, p. 162.

(70) 原暉之「クラスノシチョーコフと極東共和国」原暉之・藤本和貴夫編『危機の「社会主義」ソ連』社会評論社、一九九一年、二七九頁。

(71) Sablin, *The Rise and Fall*, p. 163.

(72) バルフォーンコフによると、アムール鉄道を経由したために時間がかかったと云う。Парфенов. Борьба за Дальний Восток. С. 257.

(73) Sablin, *The Rise and Fall*, p. 167.

(74) バルフォーンコフによると、一月一二日に大井司令官がメドヴェージェフ、ボルディレフおよび国民議会の各会派代表を呼び出して「日本軍の駐留地区において秩序と平穩が破られることを危惧する」と警告したと云う。Парфенов. Борьба за Дальний Восток. С. 263.

(75) Sablin, *The Rise and Fall*, p. 166.

(76) 「セシヨーノフ保護に関する件」(陸軍次官より浦潮派遣軍参謀長あて電報、一九二〇年一月二二日) 外務省記録『露国革命一件出兵関係 反過激派関係(八)』(JACAR: B03051274400 (28/36))。なお、この文書の末尾に、「セシヨーノフ」ヲ此ノ軍隊ト共ニ沿海州ニ在ラシムルコトナク「ハルピン」又ハ大連等ニテ保護シ其ノ部下ト直接ノ関係ヲ絶タシムルコトト承知アリタシ」とある。この時、セシヨーノフはいったん沿海州に入ったものの、大連に退去させられるが、ここには日本軍の意向があったことがわかる。佐々木到一は、セシヨーノフを沿海州に移送しよう井染禄郎から命じられたが、大井司令官のところに任務完了を報告にいくと雷を落とされたと同想している。佐々木到一『ある軍人の自伝』増補版、勁草書房、一九六七年、六五―七四頁。

(77) 旧白軍は、セシヨーノフを奉じる第一ザバイカル軍団四千人と、ゲリゴリー・ヴェルジュヴィツキー陸軍中将配下の軍団一万六千人に分かれていた。前者はセシヨーノフ軍を自称し、この時タロデコヴォに入った。カッペリ軍とよばれた後者は、ニコリスターウスリースキー、ウラジオストク、スパスク、ラズドリーヌイなどに入った。Савченко С. Н., Лексин Г. Г. К вопросу о соглашении между атаманом Г. М. Семеновым и японскими интервентами 8 июня 1921 г. // Из истории гражданской войны на Дальнем Востоке (1918–1922 гг.): сборник статей. вып. 4. Хабаровск, 2004 を参照。

(78) たとえば、註13に挙げた革命・内戦期を扱う極東通史 *История Дальнего Востока России* を参照。

(79) Jeffrey Hosking, “Last Battles: Vladivostok and the Far Eastern Republic, 1920–22,” in David R. Stone et al., eds., *Military Affairs in Russia’s Great War and Revolution, 1914–22, Book 2, The Russian Civil War: Campaigns and Operations* (Bloomington: Slavica, 2021), pp. 185–215.

(80) 「極秘対西伯利政策ノ経過」は、出兵開始以来文書作成時点までの陸軍の現地政府対応の概要をまとめたものであるが、付録に収録する文書は「閣議決定」「閣議承認済」あるいは「首相外相承認済」などと記すものが多い。陸軍としては、ここに記した方針は陸軍だけで決定したものでなく、政府の方針として了解されたものとしていたということであろう。なお、小林道彦は、上原勇作が後年「植民地に軍隊を増やしてはならない」として、強く外国駐兵の害を説くようになったが、その大きな契機となったのがシベリア出兵だったことを指摘する。小林道彦『近代日本と軍部一八六八―一九四五』(講談社現代新書、二〇二〇年) 三五六頁。

(81) 本来は、ロシア公文書館史料または信頼できる参考図書によって記述したいところだが、今回はとりあえずロシア側二次文献により、暫定的なものとして紹介する。Парфенов. Борьба за Дальний Восток. гл. 8.

(82) Парфенов. Борьба за Дальний Восток. С. 190; Болдырев В. Г. Директория, Колчак, интервенты: воспоминания. Новоиколаевск, 1925. С. 358. なお後者によると初会合は五月二九日だった。

(83) Sablin, *The Rise and Fall*, Chap. 3.

(84) Sablin, *The Rise and Fall*, Chap. 4.